

第2 PFI (Private Finance Initiative)

1 民間の資金やノウハウにより公共施設の建設と調達を行う法律(99年)、施設、道路や鉄道・水道等の大規模な建設事業を企画から建設・運用まで民間に(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)

2 問題点

①財政難のもとでも施設建設推進 ②自治体の関与と住民の立場の後退(「仕様発注から性能発注へ」) ③自治体と大企業との癒着のおそれ(長期間契約の莫大な利) ④事故等の損失の負担。

3 事例

①仙台松森PFI天井崩落事故 ②福岡タラソ撤退 ③北九州・ひびきコンテナターミナル経営破綻(需要見込み割り北九州市が40億円で買い取り) ④名古屋港イタリア村(「中日新聞」080507夕)負債170億、グループ300億、破産。 ⑤高知病院赤字・汚職・PFI契約解除 予算8億円超過。事業者による解除申し出(「読売新聞」090617)。強気交渉で「満額回答」(「高知新聞」091127) ⑥滋賀・近江八幡市立総合医療センター「近江八幡PFI解除ほぼ合意」再び直営(京都新聞081201付夕) ⑦野洲市立小・幼の維持管理契約解除で5億円経費削減(「朝日新聞」110121) ⑧岩見沢市生涯学習センターPFI事業者が市長に多額の献金(「北海道新聞」111004) ⑨都立病院PFIの契約書(甲:都 乙:事業者)

第2章 統括マネジメント業務 5条 「自ら又はマネジメント・サポート企業に対する委託もしくは請負の方法により」?下請け丸投げも 100条 医薬品の変更に伴う費用負担 「甲の請求により医薬品の変更を行う場合、当該変更により乙に追加的な費用が発生したときは、合理的な追加費用は甲の負担」? 都には民間事業者の管理でメリットなし。

4 増加の鈍化と増加策としての相次ぐ法改正

△2011法改正 (http://www8.cao.go.jp/pfi/H23_gaisan/new_growth.html)

・対象施設 航空機、人工衛星・・・従来「公営住宅」新たに「賃貸住宅」(営利高家賃) ・「コンセッション」方式 「インフラの運営事業」「空港施設水道施設、医療施設、社会福祉施設、中央卸売市場、工業用水道事業、熱供給施設、駐車場、都市公園、下水道、賃貸住宅、鉄道(軌道を含む)、港湾施設、道路、産業廃棄物処理施設」利用料金を徴取しないものも? ・民間の提案・・・PFIにしないなら公務部門に「説明責任」? ・「民間事業への公務員の派遣等の配慮」、法的強制ではないがノウハウ移転

△2013法改正 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(130606PFI推進室) 「民間資金等活用事業推進機構」(130612公布PFI法一部改正)
「株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準」(内閣府告示131004)
民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用 例 ①運営権の活用②附帯収益事業(ア合築型イ併設型)③公的不動産の有効活用
「PFI推進 安易な道に流れるな」(「朝日」140325社説)
△2015法改正 ①支援対象選定(9件)②コンセッション事業(公共施設等運営事業)の円滑かつ効率的な実施を図るため、公務員退職派遣制度

5 公共サービス「産業化」の柱としてのPFI

民間資金等活用事業推進会議「多様なPPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(2015年12月15日)

6 PFI導入をめぐる問題

「西尾市 PFI 反対集会」「市民ら 500 人が白紙撤回求め」(「毎日新聞」160523)
関口威人「ツタヤ図書館の二の舞いか…愛知県西尾市で市民&市職員が異例の反対運動!豪華スポーツ施設に」(160606)

http://biz-journal.jp/2016/06/post_15371.html

2017 西尾市長選・市議選 慎重派が当選

PFI 見直し「13 億円超請求の可能性 西尾市へ SPC」(「中日」西三河版 171205)
市長を提訴 PFI事業見直し問題で(「毎日新聞」180808)

・市と包括契約を結んで事業を担当している特定目的会社(SPC)「エリアプラン西尾」は、事業の中断で発生した約6000万円の増加費用の支払いを求める訴訟を名古屋地裁に起こした。建設・解体・改修工事の中断に伴う警備費、重機レンタル代、人件費などの増加費用。・

「西尾市を国賠提訴へ PFI事業で業者側」(2019年12月3日中日)

SPCから解体を請け負うはずだった「西尾地域開発」。プールの解体は、市がSPCに発注したPFI事業の一部。西尾地域開発は、市がプール解体を別業者に発注したことで、解体が実施できなくなったため、実際に解体作業を行う予定だった建設会社への損害賠償や逸失利益などの支払いを求める。・

増加費用について「西尾PFI訴訟 市に支払い命令」(毎日200327)

7 2018年新年からの猛烈なPFI法改正のキャンペーン

「インフラ、民間への売却容易に 自治体の負担軽く

法改正へ 老朽水道など運営効率化」(日経 180104)

『水道運営権』、売却を支援…政府が法案提出へ」(「読売」180112)

<http://www.yomiuri.co.jp/politics/20180112-OYT1T50021.html?from=yartclblist>

8 2018年PFI法改正

①自治体・民間事業者への支援強化・・・規制と支援の相談回答一元化
各省庁所管の規制・支援（水道：厚生労働、公共施設：総務、交通：国土交通）
実務的にどうするのか？すべて把握しているのか各省庁に照会するのか？内閣府の膨大な労力？各省庁は不要になってしまう？結局通る窓口増える？

②公の施設の指定管理者としての手続き規制の省略

現行法：自治体が民間事業者に施設の使用許可を出す際、民間事業者を「公の施設の指定管理者」としても指定する。・・・現行地方自治法 244 条の 2（公の施設の設置、管理及び廃止）コンセッション事業で必要になる手続きに加え、指定管理者としての手続き 施設利用料金承認、運営権移転の議会議決

改正法は、運営権者向けに指定管理者手続きを簡素化。施設利用料金の設定は自治体への届け出だけで済むように変更し、議会承認は事後報告だけで済むようにする。地方議会と住民の民主的統制形骸化？利用料金負担増？

③財政支援 自治体が民間事業者から受け取る運営権対価を利用し、上下水道事業の財源として発行していた地方債の元本を一括繰上返済、国に支払うはずの利息を返済済み分を除いて全額免除できる。要件、2018～2021 年度の間に実施方針条例制定。繰上返済で利息を免れる（cf 財政法 8 条） 外は？

9 最近のいくつかの動き

(1) 公共施設運営権指針（日経 170216） 運営権者が他企業に施設内の使用許可を出せる

(2) 鳥取県 PPP/PFI 手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針の策定（鳥取県 190128） ①県内事業者のノウハウに向けた支援②SPC に県内事業者を含めて構成すること及び本店の県内設置を公募条件とする③SPC の発注等は原則県内事業者④事業者選定における地域産業振興に対する評価

事業規模が大きくなる PFI は県外の大企業が事業主体となるケースが多い・・・世界貿易機関WTO政府調達案件(建設工事 22億9000万円)(日経 190213)

10 「駅前」「まちづくり」・・・岩手県紫波町

(1) 「オガールプロジェクト」(猪谷千香氏の記事から)
人口 3 万 3800 人の岩手県紫波町（しわちょう）

(2) 駅前の町有地 10.7ha ホテル、バレーボール専用体育館、図書館、カフェ、産直マルシェが入居する施設 年間 80 万人が訪れる

(3) オガールプラザ 延べ面積 5800 平方メートルの 2 階建て建築
紫波町産の木材がふんだんに使われた

図書館、隣接する「紫波マルシェ」 その日の朝に採られた野菜、畜産加工品、三陸産の魚介類、スイーツが並ぶ

1F カフェ、飲食店、眼科、歯科 民間テナント

2F 町「交流館」 音楽スタジオ、アトリエスタジオ、市民ギャラリー、子育て応援センター「しわっせ」

オープン時から、オガールプラザの入居率 100%

民間テナントは ほぼ県内事業者

2011年4月 県サッカー協会「岩手県フットボールセンター」が近くに移転
新施設「オガールベース」 日本初 バレーボール専用体育館「オガールアリーナ」

宿泊施設「オガールイン」隣接

(4) 紫波町 2009年「紫波町公民連携基本計画」

まずテナントを固めてから、建物の規模や建設費用を算出。建設費用のコストカットのため、特別目的会社がオガールプラザを約11億円で建設。その後公共施設部分を紫波町に売却。

地域の資源を生かす スペイン・バルセロナのランブラス通り

町役場建設

「紫波型エコハウス基準」を設け住宅の分譲

第3 公の施設の指定管理者制度

1 あらまし

2003年地方自治法244の2の改正、営利法人にも可能に。「公益法人改革」の影響も。「公の施設」の本来の趣旨：「住民の福祉を増進する目的」で利用に供する（地方自治法244条1項）、自治体は正当な理由なく利用を拒めず（2項）利用につき「不当な差別的取扱い」禁止（3項）

2 問題

a 住民サービス低下 b 癒着 c 雇用問題。問題は広がる。

新潟県上越市：新井リゾートマネジメント解散、牧場管理以外の赤字影響。

横浜市大倉山記念館の共同事業者が法廷闘争。（朝日新聞070525）

北海道帯広市：児童保育センター(学童保育)の指定管理者滞納。

愛知県蒲郡市：市民会館の管理運営・舞台装置管理会社代金未払い。

京都府南丹市：園部女性の館の業務3セクが返上。コスト削減はかれず。「どの施設がこの施設にふさわしいか、議論を尽くせなかった」（京都新聞071116）

北九州市：的場池体育施設のタイケン学園が赤字で1年残し管理者辞退。

岐阜県飛騨市：奥飛騨山之村牧場がGW営業できず。（中日新聞岐阜080503）

山梨県「丘の公園」公社：解散・従業員解雇。

(040331・http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/051108_2_17.pdf)

山梨県牧丘町：「オーチャードヴィレッジ・フフ」指定管理者が撤退（朝日新聞山梨版060602） 「山あいの施設では集客が難しく、維持管理や芸術品の

展示に予想以上の費用がかかった。年間の赤字額は1500～1800万円」△旧牧丘町が総事業費約21億円をかけて建設、92年に開業。約7万4500㎡ホテル・レストラン複合施設。

「運営側、評価者に現金」（「朝日」110615夕）

3 政府の方針としての歯止め

(1) 総務省自治行政局長「指定管理者制度の運用について」(101228)「留意すべき点も明らかになってきた」・「幅広く地方公共団体の自主性に委ねる」「公共サービスの水準の確保という要請」「単なる価格競争による入札とは異なる」「利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例も」「住民の安全確保に十分に配慮」「指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮」

(2) 片山総務大臣閣議後記者会見(110105)「コストカットのツールとして使ってきた嫌いがあります」「例えば、公共図書館とか、まして学校図書館なんかは、指定管理になじまないと私は思うのです。やはり、きちっと行政がちゃんと直営で、スタッフを配置して運営すべきだ」「結果として官製ワーキングプアというものを随分生んでしまっている」

4 その後の動向

(1) 総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」の概要(2016年3月25日)、角田英昭「指定管理76,788施設に導入、指定取り消し等も2,308件に」研究機構・研究と報告109号(2016.5.9)

(2) 引き続き問題事例

沖縄県浦添市:指定管理者が仕様に反し公園に除草剤散布(181104琉球新報)

山形県米沢市八幡原体育館 指定管理者テクノプラザ米沢利用料二重取り?(190214河北新報)

北海道歌志内市「かもい岳スキー場休止へ」指定管理者決まらず(190221北海道新聞)

鳥取県江府町「奥大山スキー場指定管理 応募事業者が撤退」(190305山陰中央新聞)

大阪府池田市 市立葬祭場(やすらぎ会館)2019年4月指定管理者の指定替え サンシー(株)→NPO法人関西(キッズ)コミュニティ協会 従業員約半分が退職 (直営)市は葬儀料・部屋代を徴収、花・写真・テント・おしぼり・果物は地元業者に利用者が直接支払う→(サンシー)出入り業者から10%マージン→15%マージン→(NPO)20%

第4 地方独立行政法人

1 自治体と別の法人 設置・人事・財政に自治体関与

交付金削減。1%等。中期目標期間ごとに「業務を継続させる必要性」や「組織の在り方その他その組織及び業務の全般」について見直し（31条）、解散（92条）も含めた措置を想定。総務省研究会報告書「事務・事業の垂直的減量を推進」する地方行革に「機動的、戦略的に対応するためのツール」

2 問題点

- ①住民サービス後退のおそれ ②住民自治・住民参加の後退
- ③議会の関与の後退・空洞化 ④職員・労働者の身分保障と権利の剥奪

3 事例

- ① 首都大学東京 教員に任期制を強要 固有職員の処遇 しかし10年を経て「都立大学」へ
- ②大阪府立病院 06年度決算で、府立5病院の資金収支が13億円黒字 診療報酬に規定のない文書代、個室料等、理事会だけで値上げ決定（i）非紹介患者初診料1701円→2625円（ii）成人病センターセカンドオピニオン7000円（30分）→21000円（45分）（iii）母子センター等の分娩料値上げ（iv）入院日数の短縮、病床利用率や手術件数の「目標管理」採算優先の病院運営、職員は過密労働と疲弊。公立病院広がる「独法化」（「朝日新聞」大阪101224）
- ③国立病院・不利益・雇止め是正裁判東地061227 高裁110330

4 最近の動向

総務省「地方独立行政法人の設立状況」（2019年4月1日現在）

地方独立行政法人制度の改革に関する研究会報告書（概要）（2015年12月）

「窓口関連業務について、民間委託ができない公権力の行使を含む包括的な業務について処理を可能とする」「これらの業務を行う場合、市町村が監督命令や事務の直接執行をできるようにするなど市町村によるガバナンスを強化する」

「既に設立された地方独立行政法人に他の市町村が事務を処理させることを可能とするなど新たな広域連携の手法として活用する」 →法改正

第5 その他

1 特区（構造改革特区、総合改革特区、国家戦略特区）

「産業の国際競争力を強化」「国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である」ことに鑑み、「国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め」もって「国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与する」

2 市場化テスト 総務省公共サービス改革推進室

https://www.soumu.go.jp/main_content/000695311.pdf

3 公務職場の偽装請負

学校給食（大阪府八尾市）

断念（兵庫県丹波市（神戸新聞070215）、滋賀県湖南市（滋賀中日070905））

窓口業務（愛知県高浜市）

偽装請負（愛知県豊田市（朝日080228）、兵庫県尼崎市（朝日080413））

外国語指導助手（ALT）（千葉県柏市）

図書館カウンター業務（兵庫県篠山市（神戸新聞061208））

保育士（広島県安芸高田市（中国新聞070406））

上水道管理（愛知県刈谷市（中日新聞080304））

公立病院看護助手（新潟県（新潟日報080228）、栃木県小山市（朝日080320））

第6 各分野の動向

①保育

東京都三鷹市 2001年4月、全国ではじめて公立保育所を民間企業に管理委託
ベネッセコーポレーション 年間運営費の見積もりは直営（1億7200万円）の
半分（約8400万円） 保育スタッフが1年契約の契約社員と短時間パート 神
戸市 西日本初の株式会社経営の認可保育所 ウィッシュ神戸「すくすく保育
園」 職員は全員1年契約、交通費上限1万円、ボーナス保障なし。2年間に保
育士22名が退職、補助金の流用が発覚、2006年3月廃業。 東京都練馬区 ピ
ジョン株式会社 4ヶ月間で保育士8名が退職、2006年3月「園児やその保護者
に多大なる不安をもたらすのみならず、維持すべき保育の質そのものにも重大
な影響を及ぼしかねない」と練馬区長名で異例の改善勧告。 東京都大田区 日
本デイケアサービス 園長が開園後わずか1ヶ月後に退職、1年間に保育士24名
が交代、保育に重大な支障。 東京・文京区「保育ビジョン」 公設公営維持
提言。 <http://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0001/4507/hoikubijyon.pdf>
エムケイグループ保育所閉鎖「通知突然、憤る保護者 社長と連絡取れず」（「毎

日新聞」081101)「ハッピースマイル」 横浜市「待機児ゼロ」の真相 全国保育団体連絡会130618提言 予算but数、質

内閣府「子ども子育て支援新制度」(「認定こども園」普及、「多様な保育」) 質?

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府子ども・子育て本部「教育・保育施設等における事故報告集計の公表及び事故防止対策について」(2016年4月18日) 「品川の保育園 開園1年で事業者の契約解除 公設民営で問われる質」(「東京新聞」160818)

認可外保育施設生後6カ月男児が死亡(「毎日新聞」181004)

企業主導型保育事業 2016-企業主導型保育事業は、事業主拠出金を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援、待機児童対策に貢献・・・

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/links/index.html>

会計検査院、企業型保育事業に改善要求 多額の公金、実態ずさん(190423)

「保育園“私物化”ブラック経営者の手口」(週刊朝日201120)

「東京・足立区立の保育園がまさかの運営費差し押さえ 運営継続ピンチ、園児転園も」(東京新聞201120)

②学童

「放課後子ども教室」 担い手はボランティア

全国学童保育連絡協議会 <http://www2s.biglobe.ne.jp/Gakudou/> 「2018年5月1日現在の学童保育の実施状況調査「支援の単位」数は3万1,265、入所児童数は121万1522人1年生から6年生まで、どの学年でも入所児童数が前年比で増加」

乳幼児3人を連れ、都内の児童館を訪れたところ「大人1人につき子ども2人」というルールのため、利用を断られた (タレントの熊田曜子ブログ)

③介護

コムスン問題 介護報酬の不正請求

「ワタミ」 グループ会社が運営する東京都板橋区の「レストヴィラ赤塚」で13年2月入所者の女性(74)が浴槽内で見つかり病院搬送後水死、大阪市港区の介護付き有料老人ホーム「レストヴィラ弁天町」で13年5月入所者の70代女性が入浴中に死亡(「産経」130709)

④体育施設

2006年8月埼玉・ふじみ野プール事故・委託・未教育バイト・市町村合併による巡回減少、検察審査を経て下請会社担当者略式起訴(読売090327)、市の担当者2審も禁固刑実刑(090330)。070823島根県出雲市健康増進施設「出雲ゆうプラザ」水上滑り台着水プールで小学2年生水死。06年春から指定管理者「NPO法人ヘルシーサポートいずも21」が管理、事故後直営(「産経新聞」070824、「朝日新聞」090116)。静岡バスケットボール事故(「毎日新聞」090417)。浜名湖事故

「三ヶ日青年の家」は小学館集英社プロダクション（「毎日新聞」100620）、賠償提訴（「毎日新聞」120502）。大阪・泉南市学校プールで小1水死周辺に監視員不在(110804「読売新聞」)監視員数、契約通りは37回中5回（110803「朝日新聞」）。

⑤都市公園

「公園PFI」便益施設設置で収益を得て公園施設の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を公募して長期間管理させる

神奈川県相模原市 淵野辺駅南口周辺地域の公共施設を集約・複合化、中央図書館を中心とした複合施設として、PFI手法で鹿沼公園に建設計画 パブリックコメントで914件の意見の大半が反対意見（「神奈川新聞」180530）

⑥図書館

関連会社から“疑惑”の選書 武雄市TSUTAYA図書館、委託巡り住民訴訟に発展（週刊朝日150903）日本図書館協会、図書館問題研究会、日本文藝家協会、日本書籍出版協会疑問や懸念（「図書館友の会全国連絡会」

<http://totomoren.net/blog/?p=780>)

愛知県小牧市、TUTAYA図書館に住民投票でNO（朝日151005）ユネスコ「公共図書館宣言」・わが国の図書館法 図書館職員の知識や相談対応力を求める経費削減のために研修不十分な者が従事することの問題 大阪・豊中市図書館協議会 図書館運営に指定管理者制度は「なじまない」 社団法人日本図書館協会050804付見解「住民の視点で考えると、図書館事業の有効な達成にとって、事業の継続性と発展性を確保することがとりわけ重要である」「図書館活動を発展的に重ねるノウハウを、サービスの現場で働く人、管理運営の組織の内に蓄積できることが重要」である「無料原則を図書館サービス充実の原理と考えれば、いわゆる『民間の活力』を経済的収益に活かすにも自ずと限度がある」「公立図書館に指定管理者制度を適用することには制度的な矛盾があると考えられる」

直営に戻した図書館 すでに13県の14図書館が直営に戻す 新潟県南魚沼市図書館新潟県十日町図書館長野県飯島町図書館愛知県新城図書館兵庫県稲美町立図書館島根県出雲市立大社図書館、出雲市立平田図書館、安来市立図書館徳島県三好市井川図書館香川県善通寺市立図書館高知県佐川町立図書館山口県下関市立中央図書館福岡県小郡市立図書館佐賀県佐賀市立図書館東与賀館熊本県菊池市泗水図書館鹿児島県西之表市立図書館

山口県下関市立中央図書館（2010年開館）総額155億円、20年間のPFI事業 運営は民間事業者を指定管理者に指定して運営（年間約4億円）開始 貸出件数が前年の66,173件（09年度）から1年で230,465件へと3.5倍に増え、貸出冊数も294,424冊（09年度）から957,425冊（13年度）に3倍化 「読書通帳を利用して

夏休み期間中に100冊読んだ人」に記念品贈呈、大人にも読書通帳を配布し一定冊数で「併設カフェの半額券を二枚」の特典、関連企業の社員が自動貸出機で本を大量に借りては読まずに返却ポストに返す 新規の図書購入費用の大半はベストセラーの購入、同じ新刊を多数購入、図書館として所蔵しておくべき図書や資料は、ないがしろに 契約で貸出冊数の実績によって委託料が増減する変動単価の形式 現場の司書「効率的」な動き 最小限の人数でレファレンス担当の司書まで1階のカフェに巡回配置 契約期間が終わる直前の2014年11月末にベテラン司書8名のうち4名がいっせいに退職 最大35名いた職員が契約期間終了時には館長以下27人 指定管理者時代の2014年度の生涯学習プラザの指定管理料は388百万円、直営となった2015年度予算額は、中央図書館分が151百万円、文化振興財団の指定管理料が183百万円、合計334百万円で、生涯学習プラザ全体では年間5400万円減少 図書館に限っても半分の2700万円程度は経費が減少（「図書館の役割否定 直営にもどした下関の教訓」「長周新聞」2016年2月12日 <https://www.chosyu-journal.jp/shakai/3204>）

茨城県守谷市 2019年度から直営に戻す方針 民間企業委託では経費削減を優先して専門知識を持つスタッフを十分に確保できず（「毎日新聞」茨城版180511）

⑦学校給食

兵庫県丹波市 柏原氷上学校給食センター 調理民間委託断念（「神戸新聞」070215）。足立区の小学校231名食中毒（「読売」091211）。

「立川市の小学校での食中毒943人に」（朝日170219）

<http://www.asahi.com/articles/ASK2M74P0K2MUBQU00R.html>

⑧公立病院

「民営化地域医療にしわ寄せ」（「朝日」090116）

（i）愛媛県西条市立周桑病院 分限免職訴訟 原告の請求棄却（「毎日」140228）
経営改善事例集（1001）（http://www.soumu.go.jp/main_content/000051412.pdf）

（ii）総務省「新公立病院改革ガイドライン」（150331）さらに淘汰？

（iii）大阪府立病院の地方独立行政法人化 料金値上げ（藤田和恵ほか「地域医療再生と自治体病院 『公立病院改革を検証する』」2010年）

（iv）都立病院で唯一地方独立行政法人化された東京都健康長寿医療センター病床の25%で差額ベッド代、10万円の入院保証金徴収、営利主義に踏み出す（「都立病院の充実を求める連絡会」<https://toritu-mamoru.com>）。

（v）都立病院をめぐる動き

9904 石原都知事

0112 都立病院改革マスタープラン

0301 都立病院改革実行プログラム 大久保、多摩北部、荏原、豊島を公社へ

- 0801 第二次都立病院改革実行プログラム (08-12)
- 0904 地方独立行政法人「健康長寿医療センター」(板橋)
- 0904 がん感染症医療センター(駒込)改修PFI(三菱商事1862億円)
- 1003 3小児病院(清瀬・八王子・梅ヶ丘)の廃止
- 1003 多摩総合医療センター(府中)PFI(清水建設2490億円)
- 1104 松沢病院PFI(日揮735億円)
- 1206 都立病院経営委員会報告(かろうじて独立行政法人化は「検討」)
- 1801 都立病院経営委員会報告
「改めて一般地方独立行政法人への移行について検討すべき」
「経済性」「経営」と医療 憲法25条(生存権)
(医療法1条)「・・・医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与する・・・」
(1条の2 1項)「医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とする」
(1条の3)「国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない」
「都道府県知事等は営利を目的として病院を開設しようとする者に対しては、病院の開設許可を与えないことができる」(医療法第7条第5項)
- 1909 厚生労働省424の公的病院を整理すべきと名指し
都立神経病院、奥多摩、八丈、台東・・・
- 191203 小池百合子都知事、都議会の所信表明演説で地方独立行政法人化表明
- 191225 「新たな病院運営改革ビジョン(素案)」
地方独立行政法人化(都直営・公社含む)
公社(地域医療ニーズ・直営にしないor直営から・医師会と共同)
「都の財政負担を軽減・・・」(44p) パブリックコメント
(vi) 地方独立行政法人化を検討 埼玉県「県立病院の在り方検討委員会」は、県立4病院の地方独立行政法人化を提言する報告書(「東京新聞」埼玉版181114)
(vii) 宮城県登米市 病院事業会計の累積赤字が、前年度より約6億円増えて157億円になり、病院事業の地方独立行政法人化も視野に入れ経営形態を見直す方針(「河北新報」190131)

⑨試験研究機関

⑩食品の安全、環境の保護、農林水産業の振興、中小商工業振興、原子力の安全維持etc. 営利企業では困難な役割。

⑪公共交通

被災鉄道の復興(河北新報121224) 「7つ星」 「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」
おとな1人270,000円(1泊2日)～1,250,000円(2泊3日)
大阪市営地下鉄民営化

⑫窓口業務（戸籍など）

法令上の重要事項を公証 個人情報のかたまり 偽装請負不可避 非効率

2014.3 東京法務局 足立区に対し、判断業務を区職員が行うよう改善指導
指導を受け窓口の民間職員が区職員に判断をあおぐ仕組みをマニュアルに加筆

2014.7 東京労働局 足立区の業務委託の仕組みが、区の指示によって富士ゼ
ロックスが業務を行う「偽装請負」にあたることを是正指導

2019.3.1東京地裁判決 「契約は違法」

⑬「包括外部委託」

静岡県島田市 1903市議会全会一致で予算削除

会計年度任用職員制度（手当充実） 財政負担回避策として

第7 水道の民営化・広域化を考える

1 水道とは

（1）水道は、水を人の飲用に適する水として供給する施設

水道法は水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにし、②水道を計画的に整備し、③水道事業を保護育成することで、④清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、⑤公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする（水道法1条）。公衆衛生についての国の責任（憲法25条2項）

（2）水道は生活と健康に欠かせない

日常生活に直結、健康を守るために欠かせない 貴重な資源 国・自治体は、水源・水道施設・周辺清潔保持 適正合理的な使用施策（水道法2条）。

（3）自治体は地域の条件に応じた計画・国は技術的財政的支援

地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定・実施 水道事業及び水道用水供給事業の経営は、適正かつ能率的な運営に努める（水道法2条の2・1項）。国は、水源の開発等水道整備の基本的かつ総合的な施策を策定・推進 地方公共団体・水道事業者・水道用水供給事業者に必要な技術的財政的援助を行う（水道法2条の2・2項）。

（4）下水道 流域別下水道整備総合計画の策定 公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置管理基準 下水道の整備 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与

公共用水域の水質の保全に資する（下水道法1条）。公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理 市町村が行う（下水道法3条1項）。

2 水道事業は地方公営企業

水道事業は、簡易水道を除き地方公営企業、企業の組織、財務、従事する職員の身分取扱い、企業経営基準 特例（地方公営企業法1条、2条1項1号）企業の経済性を発揮＋公共の福祉を増進（地方公営企業法3条）。生存権直結＋工業用水など商品も？ 全体が商品と扱われてはならない

3 水道事業における民間的手法の導入に関する調査研究報告書

日本水道協会 (http://www.jwwa.or.jp/houkokusyo/houkokusyo_04.html)

第三者委託 22団体 PFI 7団体 指定管理者 3団体

いまだ進んでいるとは言えない

4 「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」（総務省・2017.3）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei06_02000163.html

指定管理者（岐阜県高山市、広島県(株)水みらい広島）

包括的民間委託（福井県坂井市、石川県かほく市、宮城県山元町）

PPP/PFI（北海道夕張市、愛知県岡崎市、）

「公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」

5 経済界からの提言

①「国内上下水道市場の現状と民間事業者の戦略の方向性」（三井住友銀行・2017年5月）公共事業が落ち込むなかで上下水道設備投資は下げ止まり更新需要増見込み 地方の厳しい財政事情と技術職員の後継者難 広域化民間化を

②「法改正が促す『水道事業』の戦略的見直し」（公田明・みずほ総合研究所・2017.6.1） 中長期的に水需要減少 経営効率高めるため民間事業者活用

③「水道事業のコンセッション方式PFIをめぐる論点と考察」（鈴木文彦・大和総研・2014.3.18）（a）公共施設等運営権の対象と業務範囲（b）施設整備は官民どちらが担うか（c）「所有と経営の分離」等の課題（d）民間流の調達・購買戦略や外注管理が可能になりコスト削減できる・・・実態は？

6 2018水道法改正

（1）「関係者の責務の明確化」で広域化・民営化を推進

「関係者の責務の明確化」として、広域化・民営化を推進する趣旨の規程 → 「基盤の強化」とは要するに、「経営改善」であり、経費削減

（2）広域化のために「基本方針」「基盤強化計画」を定め「協議会」設置

→ 国が広域化の基本方針を定め、これに基づき都道府県が「基盤強化計画」を定めることが「できる」、関係市町村・水道事業者は協議会を設けることが「できる」

(3) 適切な資産管理の推進

「適切な資産管理」の推進として、次の規程をおく。

- ① 道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ② 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③ 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④ 水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

→資産の台帳の整備管理はもともと必要 人員を配置不足など問題
強調するのは官から民への移転のための資産評価

(4) 「官民連携の推進」

→民間事業者の収益の確保・増大のため経費削減や利用料金高騰のおそれ(5)
「指定給水装置工事事業者制度の改善」
→民間事業者の参入規制緩和は前回の法改正、質の低下が指摘され規制強化

(5) 2018水道法の問題点

①水道事業の課題の改善にならない ②広域化で地域の実情にあわない計画のおそれ ③民営化で営利本位に変質のおそれ

「水道民営化を推し進める水道法改正案に反対する意見書(新潟県議会181012)」

政府は、水道施設に関する老朽管の更新や耐震化対策等を推進するため、公共施設等運営権を民間事業者を設定できるコンセッション方式の仕組みを導入する内容を含む、水道法の一部を改正する法律案の成立を目指している。△しかしながら、コンセッション方式の導入は、災害発生時における応急体制や他の自治体への応援体制の整備等が民間事業者にも可能か、民間事業者による水道施設の更新事業や事業運営をモニタリングする人材や技術者をどう確保するのか、などの重大な懸念があり、住民の福祉とはかけ離れた施策である。また、必ずしも老朽管の更新や耐震化対策を推進する方策とならず、水道法の目的である公共の福祉を脅かす事態となりかねない。△麻生副総理は2013年4月、米シンクタンクの講演で「日本の水道はすべて民営化する」と発言し、政府は水道事業の民営化にまい進してきた。ところが、水道事業が民営化された海外においては、フィリピン・マニラ市は水道料金が4~5倍に跳ね上がり、ボリビア・コチャバンバ市では雨水まで有料化され暴動が起きた。フランス・パリ市では、料金高騰に加え不透明な経営実態が問題となるなど、世界の多くの自治体で再公営化が相次いでいる。△水は、市民の生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、国民の生命と生活に欠かせない水道事業は民営化になじまず、今般の水道法改正案は、すべての人が安全、低廉で安定的に水を使用し、衛生的な生活を営む権利を破壊しかねない。△よって国会並びに

政府におかれては、水道事業にコンセッション方式の導入を促す水道法の一部改正案は廃案にするとともに、将来にわたって持続可能な水道を構築し、水道の基盤強化を進めるため、必要な支援の充実、強化、及び財源措置を行うよう強く要望する。」

7 水道の民営化・広域化の事例

- (1) 香川 広域化
- (2) 宮城 コンセッションめざす 課題な設備 ダム
導入可能調査・デューデリの選定過程情報非公開
条例可決 しかし根強い反対運動
- (3) 浜松 下水道コンセッション 上水道もめざす
- (4) 京都 簡易水道
- (5) 奈良市 中山間地域の上下水道のコンセッション計画
- (6) 秩父 小鹿野町浄水場を守る運動
広域事務組合の事務に水道追加 「小鹿野浄水場の存続を求める決議」180318
- (7) 大阪市 市民が止めた水道民営化

8 公共施設等運営権実施契約書の実例

実際の公共施設等運営権実施契約書（注・「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約書浜松における委託契約」

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/suidow-s/gesui/seien/documents>

(1) 契約書全体の構成

契約書全体は、本文だけで102条43頁、この他に添付別紙が37頁、合計80頁という膨大なもの 構成

- 第1章 総則（目的・事業概要・契約の構成・資金調達・収入・届出・責任）
- 第2章 義務事業の承継等及びその他準備
- 第3章 公共施設等運営権
- 第4章 本事業
- 第5章 その他事業実施条件（第三者への委託・従事職員・保険・要求水準）
- 第6章 計画及び報告
- 第7章 改築に係る企画、調整、実施に関する業務等
- 第8章 利用料金の設定及び收受等
- 第9章 リスク分担
- 第10章 適正な業務の確保
- 第11章 誓約事項
- 第12章 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- 第13章 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置

第14章 知的財産権

第15章 その他（協議会・公租公課・個人情報保護・情報公開・秘密保持）

添付別紙（定義集、義務事業の承継等の対象・方法、物品譲渡契約書、市が維持する協定等、運営権対価の支払方法、公有財産賃貸借契約、保険、改築実施基本協定、年度実施協定、利用料金収受代行業務委託契約、本事業用地）

（2）事業の質の担保

運営権者が目的を理解し「法令等を遵守し、本事業を自ら遂行」するとし（1条、2条）、事業実施に全責任を負い（3条1項）、目的を限定し（8条1項7号）、体制を確保し（13条）、市の承諾を得ない限り兼業できない（98条）。

任意事業を実施できる（22条）ので施設を利用した収益事業等を行うことができる。業務は委託禁止業務を除き「第三者に委託し請け負わせることができ」

（24条）、従事職員一覧表を備え置いて求められれば市に提出し（25条1項）、要求水準の変更や新たな施設建設が必要ななら市が決定・通知するが、市と運営権者で合意しなければ施設建設や増築は市の負担となる（27条、28条）。法令変更による増加費用や損害の負担は協議する（52条）。リスク分担は原則として運営権者とされるが、市に故意または重過失があるときは市に負担が生じ、重過失の有無をめぐる紛争も生じ得る（48条）。運営権者が要求水準の変更に対応できる力量・体制を備える保障はないし、監督は運営権者による「セルフモニタリング」が原則であり（57条）、市および第三者によるモニタリングも「実施する」（58条）が長期的に水道事業が特定の運営権者に委ねられていれば、市や第三者にモニタリングできるだけの能力や体制は残らない。

（3）議会と住民によるコントロールは困難

運営権設定は地方議会の議決事項。運営権の処分や契約上の地位の譲渡は市の書面による事前の承諾を要する（64条1項）、市のコントロールが及ぶようである。が、運営権者の事業資金調達のための運営権への担保設定は市は合理的な理由なく拒めない（64条3項）。担保設定を拒めなければ、強制執行の際には市の同意なく運営権が移転することになるので、任意の譲渡処分に市の事前の承諾が必要でも、担保権実行の運営権者の移転を市は制止できない。

市の承諾の判断には、事業の詳細や運営権者の経営状態についての情報の開示が必要。情報公開の範囲は運営権者自身が作成する「取扱規定」による（95条）。市と運営権者は互いに相手方当事者の事前の承諾がない限りこの契約に関する情報を他の者に開示しないという秘密保持義務（96条）。多くの事項は「企業秘密」として非開示のおそれ。議会や住民に統制は極めて困難。

運営権設定対象施設の存在自体への「近隣住民の反対運動や訴訟等」の運営権者の損害は市が補償（50条）。住民の反対や訴訟等が明記される契約？

(4) 料金の決定

利用料金は、市の示した基準にしたがって運営権者が設定し、増減が必要な場合は協議(46条)。事業や運営権者の経営状態についての情報開示の保障がない。市の側に水道についての知識経験に習熟した専門的力量のある職員の体制が残らない。協議は運営権者主導、運営権者の意向に沿う料金決定。

(5) 自治体と市民にとってメリットは乏しい

運営権者は、安い運営権の対価で高い使用料収入を得られるほど利益が増大、負担する責任やリスクが少ないほど、施設更新などの業務負担が少ないほど利益が増大、行政と住民の立場はその逆。行政の担当者は、20年以上もの長期間にわたり行政と運営権者とを規律する膨大な条項を含む契約を適切に締結する交渉する経験は乏しい。災害の発生や気候の変動、材料経費や水道事業運営に関する技術革新の動向などは、予測がそもそも不可能。経験も乏しい上に予測する根拠も乏しい将来を想定し負担やリスクについて定める契約は、自治体と市民にとってメリットはない。契約書の内容も、実際上は運営権者側の主導の条項に。住民や行政の側の利益を重視した責任やリスクの定めをすれば、運営権者の側の経営負担となり、民間事業者が参入できないか、無理して参入しても経営破たん。結局、住民や行政の側にとって、コンセッション方式を選択して長期間にわたり運営権者と行政の間を規律する契約を締結することは、困難ばかり多く、メリットは乏しい。

9 世界で進む水ビジネスと再公営化

(1) フランスに本社を置く多国籍企業2社で世界150カ国2億人に
利用料金値上げ、水質の悪化などが発生

(2) 水ビジネス (<http://www.megaseminar.jp/ms06/20090526.html#02>)

世界では、多くの国が水問題に直面しており、水関連産業は、有望な市場となりつつある。年6%の市場伸び率であり、途上国では12%伸びが期待されている！

(3) 世界の動向

①世界の“水道民営化”の実態—新たな公共水道をめざして 2007/4/1トランスナショナル研究所、コーポレートヨーロッパオブザーバトリー

②ウォーター・ビジネス—世界の水資源・水道民営化・水処理技術・ボトルウォーターをめぐる壮絶なる戦い2008/11モード・バーロウ、佐久間智子

②「公共サービスをとるもどすという世界の流れ」(布施恵輔・kokko)

1 0 宮城県上下水工業用水コンセッション実施契約書

(1) 膨大な契約書だが費用は増える (本則116条別紙含め123頁)

契約書の検討は法務としてどれだけの費用時間を要するか 随時変更

「第10章 リスク分担」

水量または水質の変動 (59条)

不可抗力による増加費用及び損害の扱い (65条)

突発的な事象による増加費用及び損害に関する特則 (65条の2)

「協議」? 県は事業者にしたがわなければ事業ができない

反対運動及び訴訟等 (61条)

(2) 「第11章 適正な業務の確保」

セルフモニタリング (68条) 県および経営者審査会 (69条)

運営権の行使の停止 (71条)

(PFI法29条・・・偽りその他不正の方法により公共施設等運営権者となったとき・・・開始しなかったとき。・・・実施できなかったとき、・・・公共施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。)

(3) 利用料金

県が関与 (54条～55条)

臨時改訂 (56条) 契約水量変動、動力費変動、・・・通知・協議

県はしたがわざるを得ない 情報は事業者の判断で出せる

(4) 情報公開が保障されない

「運営権者は本契約締結後速やかに当該情報公開取扱規定を公表する・・・」

(109条)

1 1 水道の広域化・民間化の問題点

(1) 安全な水の技術は公務部門に蓄積 (専門性・科学性)

水の供給それ自体は、採算性・収益性を問題にしては不可能

(2) 法令上技術上の基準が必要不可欠 (人権保障と法令遵守)

サービスの質を保ったまま経費の削減はきわめて困難

(3) 公共の責任により料金高騰を防ぐ必要 (実質的平等性)

社会的経済的弱者は低廉清浄な水を利用することが困難に、公衆衛生悪化

(4) 広域化は地域の条件に応じた計画が困難に (民主性)

(5) 民間事業者の長期契約のリスク (安定性)

経済変動や地勢・気候上の変化、災害、民間事業者の側の経営常態の変化

長期間の契約期間中に、公務部門は通常、水道事業についての技術者不在に

1.2 提言

- (1) 「地域の条件に応じた計画」の視点をつらぬく
- (2) 「産業化」ではなく公共部門の維持継承こそ
- (3) 国の技術的財政的支援は「地域の条件に応じた計画」を支えるべき

第8 「自治体戦略2040構想研究会報告」

総務省「自治体戦略2040構想研究会」

「人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか」第1次・第2次報告（第1次2018年4月26日、第2次2018年7月3日）・・・人口が減少する以上従来の地方自治体やサービスは維持できないと、提言

1 個別分野の課題

子育て・教育 児童生徒数の減少による小規模校や廃校の増加、地方私立大学の経営悪化、地方圏の高等教育機会の喪失

医療・介護 東京圏の医療介護ニーズの高まりと介護人材の需給ギャップ

③インフラ・公共交通 老朽化と料金上昇、公共交通の経営悪化と廃止路線増

④空間管理・防災 都市に空き地空き家の穴があく「スポンジ化」、中山間地の集落機能の維持の困難、首都圏での災害時避難者収容力の不足

⑤労働力 労働力不足、就職氷河期世代の就労と所得の不足

⑥産業・テクノロジー 地方サービス産業の労働集約性と低生産性、AI等との共存

2 自治体行政についての新たな考え方

スマート自治体への転換（AI、ロボティクス、情報システム標準化・共通化）

公共私によるくらしの維持（プラットフォームビルダーへ、シェアリングエコノミー、地域を基盤とした新たな法人）

③圏域マネジメントと二層制の柔軟化（市町村の機能の補完）

④東京圏のプラットフォーム（医療介護体制、避難体制、職住近接拠点）

3 「2040構想」の特徴と問題点

(1)地方自治体の行政全般と個別の公共サービスにわたる構想

「行政改革指針」 「市町村合併」 「民営化」 「コンパクトシティ」

従来進めてきた政策を「2040構想」というラップで飾りさらに強力で推進

(2)「行政改革」と新自由主義的「構造改革」の延長線上であり「集大成」

①個別公共サービスで進められようとしていること

学校統廃合・・・

地方・過疎地の医療介護の広域化・切り捨て　しかし人材への投資は希薄

地方・過疎地の公共交通の切り捨てもしくは料金上昇

空き地空き家の迅速な商品化

労働力としての「外国人」　非正規改善の方向は乏しい

AIへの巨額の投資　電機・IT事業者の商機　人への財政は投じず

②地方自治体行政全般に

自治体を担う「人」のロボット・AIへの置き換え（地方議会、役所、職員・・・）

公共サービスの削減と自治体の「プラットフォームビルダー」化

（サービスは民間やNPOボランティアにまかせわずかな補助と音頭取り）

圏域マネジメント　地方自治体ごとの政策を否定

東京圏は外国人によるサービス労働・大型道路・拠点以外の荒廃・・・

③問題点

人口減少を理由に、個々の地方自治体によるサービス供給を縮小し地域の任意

団体にまかせ、あるいは地方自治体の機能を削減して「フルセット」でない自

治体にし、広域化や都道府県が補完することで足りるようにする

ますます公共サービスの民営化と縮小に拍車をかけようとする

第9　自治体の公共サービスの民営化を考える視点

1　地域住民の願いは公務・公共サービスの充実

（公共サービス5つの視点）公共サービスに①専門性・科学性②人権保障と法令遵守③実質的平等性④民主性⑤安定性が必要

2　世界の動向・・・多彩な国民共同の運動で新自由主義脱却の兆 30年ぶり

イギリス positively public　消防士パンフ　カナダ非正規保育士　アメリカ反戦労働者連盟（米政府が軍事費・戦争のために税金をつぎ込み労働者の生活を守る福祉に財政をまわさないことを批判）NC 公聴会　OccupyWallstreet　ウイソコンシン州知事（「茶会」派）に百万人署名　EU　欧州労働研究所（EUT I）の市場化の調査報告書「明白なことは、今日の政治的議論や経済学の主流において支配的な民営化市場化の経済的な効果に対する積極的な期待は、あまりにも単純すぎるし、あまりにも一面的」（Privatization and liberalization of public services in Europe , An analysis of economic and labour market impacts）　欧州公共サービス憲章（欧州自治体協会 CEMR）「公共サービスを提供する最良の方策を民主的かつ自主的に決定することは地方自治体の責任であり権利」　「公共サービスを民営化に自治体・市民がどう立ち向かったか」「Future is Public」(Transnational Institute, PSI)、「Private Finance Initiative」(180620 英下院)、「さらなる拡張か、衰退か～英国の現状を踏まえ、我が国の PFI の今後を考える～」(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 180627)、再自治体化、最近のコービン(英)サンダース(米)現象、「反緊縮」運動、コロナ禍を受けて高まる「新自由主義」批判

(付・関連執筆)

「Q&A自治体アウトソーシング」(共編・自治体研究社・04年)

「自治体の外部化と公務労働の行方」(「公務員制度の変質と公務労働」所収・自治体研究社・05年)

「東京都立4大学の地方独立行政法人化」(自治と分権第17号・04年)

「地方独立行政法人法」(労働法律旬報・04年)

「構造改革特区と地方独立行政法人」(行財政研究・03年)

「公共サービス切り捨て攻撃とたたかう共同の視点—最近の地方制度及び地方公務員制度の動向とその問題点」(「国公労調査時報」506号・05年2月)

「イギリスの市場化テストと日本の行政」(共著・自治体研究社・06年)

「Q&A市場化テスト法」(共著・自治体研究社・06年)

「公共サービス改革法(市場化テスト法)批判的解説」

(「賃金と社会保障」1418号・06年5月下旬)

「自治体民営化と公共サービスの質」(自治体研究社・06年)

「Q&A自治体アウトソーシングの新段階」(共編・自治体研究社・07年)

「新自治体民営化と公共サービスの質」(自治体研究社・08年)

「PFI神話の崩壊」(共著・自治体研究社・09年)

「安心できる公的年金と社会保険庁解体」(「国公労調査時報」560号・09年8月)

「自治体の偽装請負」(共著・自治体研究社・11年)

「議会や長による一方的な不利益変更は許されない—国家公務員賃下げ違憲訴訟を中心に」(「自治と分権」49号・12号)

「住民の声届かず暮らし切り捨て極まる道州制」(「国公労調査時報」605号・13/5月)

「これでいいのか自治体アウトソーシング」(共編著・自治体研究社・14年)

「TPPと地方自治体/自治体政策の工夫が非関税障壁にされる」(「自治と分権」55/14年)

「公務員制度改革」(「安倍改憲と地方自治体」所収・14年)

「社会保険庁廃止と分限免職」(法律時報1409号・14年9月)

「戸籍事務の民間委託 歯止めをかける事務連絡」(「住民と自治」15年7月)

「新たな段階を迎えた自治体アウトソーシング」(「住民と自治」16年2月)

「公共サービスのアウトソーシングの動向と対抗の視点」(「自治と分権」65号 16)

「自治体アウトソーシングの様相と問題点」(「建設労働のひろば」100号 16年10月)

「自由貿易協定と労働」(「TPP・FTAと公共政策の変質」所収・自治体研究社・17年)

「2017年総選挙」(「法と民主主義」17年10月)

「社会保険庁分限免職事件で初の免職取消判決」(「季刊労働者の権利」322号 17年10月)

「都立病院地方独立行政法人化の問題点」(「東京保険医新聞」1711号 2018年4月5日付)

「水道の民営化・広域化を考える」(共著・自治体研究社・2018年)

「ねらわれる水道法改正」(「建設政策」181号・2018年9月)

「水道の民営化を考える」(「民医連新聞」2018.12)

「水道の民営化・広域化と私たちの暮らし」(「住民と自治」2019.1)

- 「公共サービスのあり方をゆがめる『産業化』の現段階と対抗の課題」
 （「自治と分権」76号・2019年7月）
- 「公共サービスの民営化を考える 水道を中心に」
 （「いのちとくらし研究所報」67号・2019年7月）
- 「憲法から考える公共性と地方自治体」（「月刊 全労連」2019年10月号）
- 「自治体民営化のゆくえー公共サービスの変質と再生」（自治体研究社・2020.1）
- 「水道再公営化をみる欧州の旅」-パリ・ロンドン（「住民と自治」2020.2-3）
- 「水道再公営化をみる欧州の旅」（「自治と分権」79号）
- 「新自由主義の転換を模索するヨーロッパ」（「建設政策」191号 2020.5）
- 「公務の民営化と行政法」（晴山一穂「官僚制改革の行政法理論」所収 2020.9）
- 「水道の『再公営化』が進むヨーロッパ」（「建設政策」191号・2020年5月）
- 「行政サービスのインソーシング『産業化』の日本と『社会正義』のイギリス」（共著・自治体研究社・2021年）

=====

鈴鹿市の公共施設の管理運営状況

◎廃棄物処理

- ・清掃センター 管理運営業務委託 スマートサービス鈴鹿（株） H27～R15
- ・不燃物リサイクルセンター PFI事業 鈴鹿エコセンター（株） H20～H43
- ・クリーンセンター（し尿処理場） 市直営 R3 PFI可能性調査
- ・ごみ収集業務・し尿収集業務 最初から民間委託

◎学校給食

- ・学校給食センター（小学校） 市直営 配送業務委託
- ・第2学校給食センター（中学校） 調理配送業務委託（厨房施設貸付） R1～R5

◎文化施設

- ・市民会館 市直営
- ・文化会館 市直営 R2 PFI可能性調査の結果＝導入しない R3～5改修工事

◎上下水道

- ・上水道 市直営 水道料金等包括業務委託 第一環境・NJS共同企業体 R3～8年
- ・下水道 市直営

◎その他

- ・戸籍住民課 窓口業務委託 R2～
- ・介護保険 地域包括支援センター 民間委託 最初から

◎指定管理施設は 別紙一覧表

- ・体育館などのスポーツ施設 鈴鹿市体育協会が指定管理者だったが、民間業者に変更する議案が否決されたため、H30～市直営に 国体後に再検討の予定

指定管理者制度導入施設一覧

(2020年4月1日現在)

NO	施設名	指定管理者名	指定期間	担当課
1	河川防災センター	中部安全サービス保障(株)	2018年4月～2023年3月	防災危機管理課 382-9968 スポーツ課 382-9029 市街地整備課 382-9025
2	鈴鹿川河川緑地野球場			
3	鈴鹿川河川緑地運動広場			
4	鈴鹿川河川緑地ソフトボール場			
5	鈴鹿川河川緑地テニスコート			
6	鈴鹿川河川緑地クリケットコート			
7	鈴鹿川河川緑地多機能芝生広場			
8	鈴鹿川河川緑地			
9	稲生民俗資料館	稲生の歴史と文化を守る会	2018年4月～2023年3月	文化財課 382-9031
10	伊勢型紙資料館	伊勢型紙技術保存会	2018年4月～2023年3月	文化財課 382-9031
11	庄野宿資料館	庄野宿資料館運営委員会	2018年4月～2023年3月	文化財課 382-9031
12	佐佐木信綱記念館	佐佐木信綱顕彰会	2018年4月～2023年3月	文化財課 382-9031
13	白子駅東自転車駐車場	蔦井(株)	2018年4月～2023年3月	交通防犯課 382-9022
14	白子駅東第2自転車駐車場			
15	白子駅西自転車駐車場			
16	労働福祉会館	三重コニック(株)	2018年4月～2023年3月	産業政策課 382-8698
17	白子コミュニティセンター	白子コミュニティセンター運営委員会	2018年4月～2023年3月	地域協働課 382-8695
18	神戸コミュニティセンター	神戸コミュニティセンター運営委員会	2018年4月～2023年3月	地域協働課 382-8695
19	合川コミュニティセンター	合川コミュニティセンター運営委員会	2018年4月～2023年3月	地域協働課 382-8695
20	牧田コミュニティセンター	牧田コミュニティセンター運営委員会	2018年4月～2023年3月	地域協働課 382-8695
21	伝統産業会館	伊勢形紙協同組合	2018年4月～2023年3月	地域資源活用課 382-9016
22	鼓ヶ浦駐車場	鼓ヶ浦観光協会	2018年4月～2023年3月	地域資源活用課 382-9020
23	千代崎駐車場	千代崎観光協会	2018年4月～2023年3月	地域資源活用課 382-9020
24	ベルホーム	(福) 鈴鹿市社会福祉協議会	2020年4月～2025年3月	障がい福祉課 382-7626
25	第1療育センター	(福) 鈴鹿市社会福祉協議会	2020年4月～2025年3月	障がい福祉課 382-7626
26	第2療育センター		2019年10月～2025年3月	

<https://www.city.suzuka.lg.jp/kouhou/gyosei/plan/kanrися/pdf/shisetsuichiran.pdf>